

R8 第6号

(仮称)明石市ケアラー支援条例制定に関する請願

明石市議会議長 様

2026 年 9 月 7 日

請願者 明石市 相生町

明石市障害当事者等団体連絡協議会

会長 四方 成之

団体連絡協議会
会長印

紹介議員

山 中 裕 司

尾倉あき子

高 尾 秀 彰

辻 本 達 也

中 西 礼 皇

家根谷敦子

（仮称）明石市ケアラー支援条例の制定に関する請願書

明石市におかれましては、これまでケアラー支援に取り組む団体「アスク」に対し補助金による支援を行うなど、ケアラーやその家族を支える取組を進めてこられたことに感謝申し上げます。

このたび、ケアラー支援条例の制定に向けた検討が進められていることは、大変意義のある取組であると考えます。一方、現在の条例素案については、関係団体やケアラー当事者への十分なヒアリングが行われておらず、実態や支援ニーズが十分に反映されないことを懸念しております。

ケアラーの状況は、障害種別、年齢、家族構成、就労状況などにより様々です。こうした多様性を踏まえ、支援対象、市の役割、関係機関との連携体制等を明確にし、ケアラーが必要な支援につながり、自分らしく生きられる地域社会の実現につながる、実効性ある条例の制定を求めます。

【請願項目】

1. 条例の制定に当たっては、ケアラー支援に関わる関係団体及びケアラー当事者に対する十分なヒアリングや意見聴取を実施し、その意見を条例及び今後の支援施策に適切に反映すること。
2. 条例に掲げる理念を具体的な支援につなげるため、相談支援、情報提供、レスパイト支援、就労との両立支援などを含めた、ケアラー支援に関する具体的な計画又は実施プランを策定すること。
3. ケアラー及びケアを必要とする方の障害種別、年齢、家族構成、就労状況その他の多様な生活状況を適切に踏まえ、それぞれの実情に応じた支援が行われる条例及び施策の内容とすること。
4. ケアラー支援の実効性を確保するため、支援の対象となるケアラーの範囲、市の責務及び役割、関係機関・支援団体等との連携体制その他必要な事項について、条例において明確に定めること。

明石市障害当事者等団体連絡協議会

会長 四方 成之